明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通八）　一
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件の一部を改正する告示（厚生労働一六）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二八七～三〇七）　五
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通六八）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同六九、七〇）　一三
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同七一、七二）
○自動車の装置の型式を指定した件（同七三～九五）
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一五六
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　九六
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○国土交通省令第八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第七項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一